

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

| | | |
|----------------|---|---------------------------------|
| 許認可等の内容 | | 後期高齢者医療人間ドック等検診者の決定 |
| 根拠法令等及び条項 | | 栃木市後期高齢者医療人間ドック等検診事業実施要綱第2条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 栃木市後期高齢者医療人間ドック等検診事業実施要綱第2条、第8条 |
| | 参考事項 | 栃木市後期高齢者医療人間ドック等検診事業実施要綱第7条 |
| | 設定等年月日 | 平成27年 3月 24日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市後期高齢者医療人間ドック等検診事業実施要綱抜粋 (対象者)</p> <p>第2条 人間ドック等検診の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する被保険者であること。</p> <p>(2) 後期高齢者医療保険料を完納している者であること。</p> <p>(3) 人間ドック等検診を受けようとする年度(以下「検診年度」という。)において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する特定健康診査(以下「特定健診」という。)を受けていない者であること。</p> <p>(4) 検診年度において、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第28号)第3条の規程により行う健康診査を受けていない者であること。</p> <p>(5) 検診年度において、栃木市国民健康保険人間ドック等検診事業実施要項(平成22年栃木市告示第76号)による助成を受けていない者であること。</p> <p>(6) 人間ドック等検診の結果を市に提供することに同意する者であること。</p> <p>(申請)</p> <p>第7条 人間ドック等検診を受けようとする者は、後期高齢者医療人間ドック等検診申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(受診者の決定)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請をした者の人数が予算の範囲内で定める人数以上のときは、抽選により受診者を決定するものとする。</p> | |